

平成28年 6月24日 (金)

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>定刻になりましたので 平成28年 第6回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 委員総数15名中全員の出席です。 農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番 平山委員、8番光本委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請番号22号 土地の所在は、 目は さん、受人は、 渡人は、 さんです。 申請理由は、 渡人は、県外在住で、農地の管理出来ないため農地を処分したいということです。受人は経営規模を拡大との意向があり、売買による所有権移転が成立したものです。</p> <p>続いて申請番号23号 土地の所在は、 地と同地 番地 合計面積 m^2 渡人は、 さん 受人は、 さんです。申請理由は、受人は、経営規模拡大、渡人は、経営規模を縮小したいとの意向で売買が成立したものです。</p> <p>次に申請番号24号 申請地は、 m^2 渡人は、 さん、受人は、 さんです。申請理由は、受人は、経営規模を拡大したいという意向で、これに渡人が協力することによって売買による所有権移転の話しが成立したものです。</p> <p>次に申請番号25号 申請地は、 m^2です。渡人は、</p>

さん 受人は、同地の さんです。申請事由は、渡人が高齢により、息子に農地を贈与するものです。次に、申請番号26号 申請地は、 番地と 番地の です。合計面積は、 m²です。渡人は、 さん 受人は、 さんです。渡人は体調不良のため、農地を処分したいとのことで受人の経営規模拡大の意向との意向で、売買による所有権移転が成立したものです。

次に、申請番号27号 申請地は、 番地、 番地、 番地の で、合計面積 m²です。渡人は、 さん 受人は、 さんです。申請理由として、渡人は、 在住のため農地を管理できず、渡人は経営規模拡大の意向とマッチしたための売買による所有権移転です。

次に、申請番号28号 申請地は、 番地の m²です。渡人は、 さん、受人は、 さんです。お互いに経営規模拡大による交換による所有権移転です。

次に、申請番号29号 申請地は、 番地の m²です。渡人は、 さん、受人は、 さんです。申請番号28号の交換地です。

次に、申請番号30号 申請地は、 番地と 番地 で合計面積は、 m²です。渡人は、 さん、受人は、 さんです。渡人の高齢による農地の管理面積を減らしたいという意向と受人の経営を安定させたいという意向とマッチし、交換による所有権移転です。

次に、申請番号31号 申請地は、 番地と 番地の 2筆で合計面積は です。渡人は、 さん 受人は、 さんです。申請番号30号の交換による所有権移転分です。

議長

それでは、議案第28号申請番号22号から31号について、事務局から説明がありました。質問等ありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長	それでは承認される委員の挙手を求めます。
議 長	(全 員 挙 手)
議 長	議案28号農地法第3条の規定による許可申請についての申請番号22号から31号については、原案通り承認されました。
議 長	次に、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、農地法第5条の規定による許可申請について申請番号16号についてご説明します。</p> <p>所在地は、[]番地 []m²です。渡人は、[]さん、受人は、[]さんです。受人が、持ち家を持たないため父親の所有地の使用権貸借権を設定し木造2階建て建築面積 []m²の個人住宅を建築する転用申請です。この土地は、第2種農地です。</p> <p>なお、位置図、位置写真、意見書等は、別添資料をご覧ください。</p> <p>続いて、申請番号17号 申請地は、[]番地の []m²です。渡人は、[]さん、受人は、[]さんです。受人が、持ち家を持たないため父親の土地との使用権貸借権を設定し、木造2階建て建築面積 []m²の個人住宅を建築する転用申請です。この土地は、第2種農地です。</p> <p>なお、位置図、位置写真、意見書等は、別添資料をご覧ください。</p> <p>次に、申請番号18号 []番地の []さん、受人は、[]さんです。申請地が、国道に近く資材置場として利便性が良いため賃借権を設定し資材置場用地として転用するものです。申請地は、第3種農地です。</p> <p>なお、位置図、位置写真、意見書等は、別添資料をご覧ください。</p> <p>最後に、申請番号19号 申請地は、[]番地の []m²です。渡人は、[]さん、受人は、[]さんです。当地は国道に面し資材置場としての利便性が良いため車の廃車置き場として使用さ</p>
議 長	

	<p>れている賃借権設定のすでに転用されている始末書添付の追認転用案件です。申請地は、第2種農です。</p> <p>なお、位置図、位置写真、意見書等は、別添資料をご覧ください</p>
議 長	<p>それでは、議案第29号申請番号16号17号18号19号について、それぞれ事務局及から説明がありました、質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>議案第29号は、承認されました。</p>
議 長	<p>次に、議案第30号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。</p> <p>利用権設定で内訳は、田が72筆89,451㎡、畑が16筆8,790㎡です。内 農地中間管理事業分は、田が、15筆27,166㎡、畑が1筆253㎡です。</p> <p>内訳ですが、設定内容別、地区別、個別については、ご覧いただきたいと思ひます。</p>
議 長	<p>議案第30号 農用地利用集積計画について提案がなされましたが、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>議案第30号は、承認されました。</p>

議 長	<p>それでは、議案第 3 1 号 農用地利用配分計画の農地中間管理事業分について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律大 1 9 条第 3 項に基づき、田 1 5 筆 2 6, 9 1 3 m²、畑 1 筆 2 5 3 m²について農地利利用配分計画について意見を求められたので審議するものです。 個別については、資料をご覧いただきたいと思います。</p>
議 長	<p>議案第 3 1 号 農用地利用配分計画について提案がなされましたが、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>議案第 3 1 号は、承認されました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 3 2 号 農地所有適格法人に係る要件適格届について事務局から提案ください。</p>
事務局	<p>農地法第 2 条第 3 項の規定による農地所有適格法人の要件について、届け出があったので審議を求めるものです。 申請は、 代表 さんで、法人設立は です。資本金 で株式の譲渡制限はあります。事業としては、 です。法人の議決権の総数及び農業関係者の持ち株率は、構成員は、代表取締役 名、取締役 名です。農業関係者が すべてを所有しています。構成役員 4 人が全て 1 5 0 日以上農業に従事しています。農地の取得予定は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定による賃貸人 人による m²です。主要農産物は、施設園芸による の生産です。 農地所有適格法人の要件はすべて満たしております。</p>

議 長	<p>議案第32号 農地所有適格法人に係る要件適格届について説明がなされましたが、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>議案第32号は、承認されました。</p>
議 長	<p>議案第33号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請番号36号について説明します。申請地は、 1番地 9㎡です。申請人は、 さんで50年ほど前より宅地の一部及び駐車場として使用しており、農地として使用したことはないということでの非農地申請です。申請地は、農振地区内の土地です。</p> <p>なお、位置図、位置写真、非農地証明願い等は別添資料をご覧ください。</p> <p>続いて、申請番号37号については、申請地は、 番地の ㎡です。 さんの非農地申請です。年頃、住宅を建設し、申請地を住宅の一部の庭として、使用しており、農地としての使用は困難であるとのことです。当地も、農振地域内の農地です。</p> <p>なお、位置図、位置写真、非農地証明願い等は別添資料をご覧ください。</p> <p>(事務局説明)</p>
議 長	<p>申請番号36、37号について、事務局及から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>それでは、承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>

議案第33号議案は、承認されました。
本日の議事は、これですべて終了します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

--	--